

# 人事院年次報告書で行政措置の判定例 管理職員特別勤務手当の適正な支給

## 2 平成30年度の判定例（要旨）

### (1) 管理職員特別勤務手当の適正な支給（申立てを容認したもの）

#### （事案の概要）

A出張所長であったB要求職員及びC事務所のD官であったE要求職員は、それぞれ週休日に行った事故対応について、自宅において行われたものであること及び勤務官署における通常の勤務と同等の勤務を行ったものとは認められないことを理由に管理職員特別勤務手当が支給されなかったとして、同手当の適正な支給を要求した。

#### （要求の事由）

B要求職員は自宅から勤務官署まで赴くのに1時間以上掛かる状況であったこと、E要求職員は上司から自宅にとどまって対応するよう命じられていたこと、両要求職員ともに、電話及びメールによる警察との協議や関係業者への指示など分刻みの対応を休憩も取らずに行っていたことから、いずれの事故対応も管理職員特別勤務手当の支給対象に該当する。

#### （判定の要旨）

- 管理職員特別勤務手当は、週休日等に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務について支給するとされている。  
両要求職員の行った事故対応は、それぞれ週休日に発生した事故についてあらかじめ与えられた役割又は上司の指示に従い、直ちに復旧対応を行う必要があったことが認められ、いずれも週休日等に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務であったと認められる。
- 自宅において行われたものであることについては、B要求職員は、速やかに情報を収集し上部機関へ連絡したり、関係業者等との間で緊急連絡のやり取りや指示等を行ったりするなど迅速に対処する必要があったことから、1時間以上掛かる勤務官署には行かずに自宅において対応することが適切であると考えていたこと、また、E要求職員は、上司であるC事務所長から自宅にとどまって対応するよう命じられていたことが認められる。  
これらのことからすれば、いずれも発生した事故に迅速、適切に対処するために、自宅にとどまって勤務することが合理的であったと認められ、そのような場合にまで自宅において勤務したことをもって同手当を不支給とすることは適当ではない。
- 勤務官署における通常の勤務と同等の勤務を行ったものとは認められないことについては、両要求職員ともに、事故の復旧対応として、関係業者に事故現場の状況を適宜確認し、復旧作業の指示を行ったり、関係業者等からの情報を整理し、上部機関に交通事故や復旧作業の状況報告を逐次行ったりしたほか、通行規制やその解除に係る警察との協議に関し、関係業者に指示を出し、関係業者等からの情報を基にその要否について判断するなどの対応を行っており、B要求職員は約6時間にわたり合計43回（午前3時台に5回、同4時台に7回、同5時台に3回、同6時台に7回、同7時台に15回、同8時台に4回、同9時台に2回）、E要求職員は約5時間半にわたり合計37回（午後7時台に2回、同8時台に9回、同9時台に12回、同10時台に5回、同11時台に4回、午前0時台に5回）電話やメールによる対応を行っていたことからすれば、両要求職員ともに、ほぼ連続的にこれらの作業に従事しなければならぬ状況であったことが認められる。  
これらのことからすれば、いずれの事故対応も勤務官署における通常の勤務と同等の勤務を行ったものと見るのが相当である。
- 以上のことから、両事故対応ともに、自宅において行われた勤務であるが、勤務を行った事情や勤務の具体的内容を見れば、管理職員特別勤務手当の支給対象に該当すると認められる。

（平成30年11月22日判定）

H30年度の人事院  
白書をご覧ください。

管理職ユニオン近畿支部で人事院に行っていた、緊急時の在宅勤務の「行政措置要求」の判定例が人事院年次報告書（H30年度）で紹介されています。

国土交通省管理職ユニオン  
中央本部(2019.7)